

中央学院大学兄弟姉妹学費減免規程

(平成24年2月22日理事会制定)

(目的)

第1条 中央学院大学（以下「本学」という。）に現在在籍または過去兄弟姉妹が卒業しており、新たに2人目以降の兄弟姉妹が本学に入学を許可された場合は、本学の建学の精神を普及し、かつ学費負担者の経済的負担の軽減を図るために、2人目以降の入学者に対してこの規程により学費を減免することができる。

(適用)

第2条 卒業した者が死亡等により戸籍から抹消(除籍)された場合でも、兄弟姉妹関係を証明することができる。この規程を適用することができる。

2 学校法人中央学院の他の規程や制度等に基づき入学金の全額を減免される場合は、この規程は適用しない。

(減免)

第3条 学費の減免は、入学金の全額とする。

(申請)

第4条 申請の手続きは、申請者が所定の用紙に所要事項を記載捺印のうえ、当該子女の兄弟姉妹関係を証明できる書類を添付して申請する。

- (1) 中央学院大学入学金減免返還申請書
- (2) 合格通知書の写しまたは入学許可書の写し
- (3) 卒業証明書（本学を卒業した兄弟姉妹のもの）
- (4) 住民票等（兄弟姉妹関係が証明できるもの）

(事務担当)

第5条 この規程に関する事務は入試広報課が行う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、学長の意見を聴いて理事長が行う。

附則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日入学者から適用する。